

島根あさひ社会復帰促進センター，公立大学法人島根県立大学及び浜田市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は，島根あさひ社会復帰促進センター，公立大学法人島根県立大学及び浜田市とが包括的な連携のもと，効果的な産業振興及び再犯防止施策などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ，もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 三者は，次の取組みについて，協力して，調査・研究し，具体化する。

- (1) 島根あさひ社会復帰促進センターの資源を活用した新たな地域振興に関する取組み
- (2) 出所者の社会復帰支援に関する取組み
- (3) その他三者が協議して必要と認める取組み

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し，連携協力の細目等の具体的な事項等必要な事項については，三者がそれぞれ選定した者で構成する「地域振興及び再犯防止に係る連携協議会」において，協議し，決定することとし，同協議会の運営に係る事項は三者が協議の上，別に定める。

(有効期間)

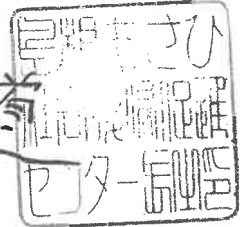
第4条 この協定の有効期間は，協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし，この協定の有効期間満了日の1月前までに，三者のいずれからも改廃の申し入れがないときは，さらに1年間更新するものとし，その後も同様とする。

この協定締結の証として本書3通を作成し，各自1通を保有する。

平成30年1月16日

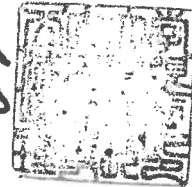
島根あさひ社会復帰促進センター  
センター長

久野正道



公立大学法人島根県立大学  
理事長

清原正義



浜田 市

浜田市長

久保田章市

